
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **負債（豪州会計基準委員会が公表した随時ペーパー）**

本資料の目的

1. 豪州会計基準委員会 (AASB) は、2013 年 10 月に Occasional Paper NO.1 「負債—無視されてきた構成要素：負債の財務報告に関する概念的分析 (Liabilities - the neglected element: conceptual analysis of the financial reporting of liabilities)」(以下、「本ペーパー」という。)を公表した。本ペーパーは、主に Warren McGregor 氏 (元 IASB 理事) が執筆したものである。
2. この随時ペーパー・シリーズは、「議論を促進すべき財務報告の論点の深度の深い考察のための手段を提供し、また、会計基準設定における思考の主導性を提供するように、設計されている」が、必ずしも AASB の見解を表すものではない。本ペーパーでは、各論点について McGregor 氏 (以下、「筆者」という。)の見解が“my view”として記述されている。
3. なお、本ペーパーでは、IASB が 2013 年 7 月に公表したディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」の内容については、当プロジェクトが初期段階にあることを理由に (脚注 3)、ほとんど言及されていない。
4. 2013 年 12 月に開催される ASAF 会議において、本ペーパーについて審議を行うことが予定されているため、本委員会では、本ペーパーの内容を説明するとともに、ASAF 会議における意見発信のあり方について審議する。

本ペーパーの概要

5. 本ペーパーは、負債の財務報告に関する主要な論点の概念的分析を提示している。分析の目的は、一連の相互に関連した提案を開発することであり、それらは、導入されれば、負債に関して報告される情報の質を大きく高める可能性を有するものである。
6. 本ペーパーは、負債の定義を提示するとともに、すべての種類の負債にわたる首尾一貫した認識及び測定のアプローチを主張しており、これは、報告企業の負債のより完全な表現を生み出すとともに、それらの負債が表す経済的負担を現在よりも適切に反映するものとなる。
7. 本ペーパーは次の章立てで構成されている。
 - (1) 負債に関する随時ペーパーの理由
 - (2) 負債とは何か、負債はいつ生じるのか (負債の定義)
 - (3) 負債はいつ認識されるのか (負債の認識)

- (4) 負債はどのように測定されるのか（負債の測定）
- (5) 負債のどのような情報が開示されるべきか（負債の開示）
- (6) 今後どこへ向かうのか

8. 各論点について、筆者の主な見解は次のとおりである。

| | 筆者の見解 |
|----|--|
| 定義 | 企業の負債とは、企業が義務を負っている現在の経済的負担である。 (2.34 項) |
| 認識 | 認識のために、蓋然性の規準と信頼性のある測定の規準は不要である。 (3.9 項) |
| 測定 | 当初測定：すべての負債を現在価値ベースで測定すべきである。 事後測定：大部分の負債を現在価値ベースで測定すべきである。 (4.115 項) |
| 開示 | 上記の定義、認識、測定の方向性を踏まえ、認識の決定及び測定のプロセスを財務諸表の利用者にとって理解可能なものとするために、また、財務諸表に最終的に含まれる負債の測定の表現の忠実性への信頼を生み出すために、（開示面で）対処が必要となる。(4.116 項) |

9. なお、異なる形態の請求権を区別すべきかどうか、また、区別するとした場合に、異なる形態の請求権をどのように区別すべきか、という論点（負債と持分の区分の論点）についてはさらに分析する価値があるものの、それらは本ペーパーの焦点ではないので考慮していないとしている。したがって、本ペーパーでは、IASB が引き続き負債と持分を区別し、引き続き負債を直接的に定義して持分を残余として定義することを前提としている。(2.12 項)

(1) 負債に関する随時ペーパーの理由

- 10. 負債に関する定義、認識、測定、情報開示は、課題が多く、比較的最近まで、会計基準設定主体や財務報告の開発に関わる他の人々にとって、やや無視された主題領域であった。そうなってきた理由の一つとして、一部の負債の性質から生じる論点の複雑性やそれによる測定への含意、また、負債を現在価額ベースで測定すると生じる場合がある直感に反する影響が関係しているのではないかと思われる。(1.1 項)
- 11. 大半の資産と異なり、負債は交換取引が行われずに発生することが多い。例えば、訴訟負債、資産除去債務、税金負債、社会政策負債、政府補助金の受取りから生じる負債などである。このような「非交換」負債に関して義務が生じるかどうかの評価と、いつ生じるのかの識別、また、その結果としての測定は、非常に問題が多い場合がある。(1.2 項)

12. 非交換負債には「原価」がないため、代替的な測定基礎を適用することが必要となる。しかし、どの基礎によるのか。公正価値、履行価額、名目期待将来キャッシュ・アウトフロー、割引期待将来キャッシュ・アウトフロー、関連する資産（例えば、受け取った補助金）の価値、それとも何か他の基礎か。実際に、一部の人々の主張では、これらの負債は「原価がない」ので、ゼロで測定すべきである（例えば、政府補助金）か又は測定に関する不確実性の大部分が解消するまで認識を繰り延べるべきである（例えば、訴訟負債）としている。（1.3 項）
13. 長年にわたり、基準設定主体はこれらの論点の一部に対処してきており、基準は上述の広範な領域の多くをカバーしている。しかし、多くの論点が未解決のまま残っており、これまでに他の点で達した結論は不整合であることが多く、概念上の厳格さが欠けている。（1.6 項）

(2) 負債とは何か、負債はいつ生じるのか（負債の定義）

14. 筆者が望ましいと考える負債の定義は次のようなものである。（2.34 項）

企業の負債とは、企業が義務を負っている現在の経済的負担である。

15. 「現在の経済的負担」が存在するのは、企業から他者（資源の移転により便益を受ける者又は企業が資源の移転をしないことにより損害を被る者）への経済的資源の移転を要求する可能性のある事象が発生している場合である。当該事象は、資源を移転するという無条件の約束又は他の要求である。経済的負担が存在するためには、資源が移転されるという特定の水準の確実性があることは必要なく、単に当該事象が移転を要求する可能性があるというだけでよい。（2.35 項）
16. 企業が経済的負担に関して「義務を負っている」場合とは、企業に対して負担を強制する仕組みがある場合、又は企業が経済的負担を回避する自由裁量が（企業自身の行動若しくはそれ以外のいずれかを通じて）実質的に除去されている場合のいずれかである。（2.36 項）
17. 法律の運用（例えば、契約、法令又は規則を通じて）は、典型的に企業が義務を負う仕組みである。しかし、企業は企業自身の行動又は他の方法により義務を負う可能性もある。すなわち、企業が法的に義務を負うのではなく推定的に義務を負う場合がある。（2.37 項）
18. 本ペーパーが提案する負債の定義は、2010 年までに IASB と FASB が概念フレームワーク・プロジェクトで暫定的に合意した以下の資産の定義の鏡像である。（2.39 項）

企業の資産とは、企業が他者の有さない権利又は他のアクセスを有している現在の経済的資源である。

強制可能性及び推定的義務

19. 筆者は、強制可能であることを負債の不可欠の特徴として明示しないという考え方を支持している。現在の経済的義務の意味を、義務が法的手段又は同等の手段によって強制可能である状況だけに限定すると、企業が回避する自由裁量がほとんど又は全くない経済的負担を企業の財務諸表から除外することとなるおそれがある。これは、企業の業績及び財政状態を評価するための目的適合性のある情報を財務諸表利用者から奪うことになる。(2.32項)

特定の取引及び事象への当てはめ

20. 本ペーパーの2.45項から2.106項では、筆者が提案する負債の定義を一定の範囲の取引及び他の事象に当てはめている。以下では、その中から、賦課金、権利未確定の従業員給付及び訴訟負債に対する記述を要約している。

(賦課金)

21. 企業が特定の市場への参加について政府又は政府機関に賦課金を支払う責任を負う場合がある。(2.53項~2.55項)

(a) 企業が特定の市場で生み出す収益を参照して比例的に賦課金を支払うことを要求される場合がある。企業が義務を負っている現在の経済的負担は、企業が収益を生み出すにつれて発生する。すなわち、負債を生じさせる事象は収益の稼得である。したがって、負債は収益が稼得されるにつれて報告期間中に徐々に発生することになる。

(b) 企業が特定の市場においてある時点(例えば、ある暦年の末日)で営業している場合に、賦課金を支払う責任を負うことがある。賦課金の金額が、当該暦年又は前暦年の間に生み出した収益を基礎とする場合がある。経済的負担(すなわち、賦課金)に関して企業に義務を生じさせる事象は、当該年度の末日現在で事業を行っていることである。したがって、負債は当該暦年の末日の時点で生じることになり、当年度又は前年度中に徐々に生じるのではない。

(c) 企業が所定の閾値に達した場合にだけ賦課金を支払うこととなる場合がある。例えば、企業が当該暦年中にCU100百万の収益を生み出した場合には、CU1百万の支払を要求される。筆者の考えでは、経済的負担(賦課金)に関して企業に義務を生じさせる事象は、収益の閾値への到達である。この時点の前は、企業は資源の流出を回避する自由裁量を有している。例えば、事業モデルを変更したり、その産業から退出したり、暦年の末日に向けて閾値に近付いているとした場合には事業活動の水準を引き下げたりすることができる。

22. 前項の(c)に関して、企業が暦年中に事業を行っていて、所定の閾値に達した場合に賦課金を支払うことを要求される可能性があるという事実は、たとえその閾値に達する可能性が非常に高い場合であっても、企業に義務を生じさせない。企業にと

って、ある将来の事象が発生した場合に経済的便益を移転するために待機する無条件の義務はない。無条件の義務は閾値に達した場合にだけその時点で発生する。同様に、推定的債務もない。企業は資源の移転を回避する自由裁量を有している。(2.57 項)

(権利未確定の従業員給付)

23. 過去の期間に対しての従業員報酬が、将来事象の発生(所定の勤務期間の完了など)まで繰り延べられている状況の例は、一見したところ、前述の最低限の閾値のある賦課金の例と、同種であるように見える。将来事象が発生しない場合、例えば、従業員が所定の勤務期間の完了前に退職する(閾値が達成されない)場合には、企業は報酬を支払うことを要求されない。(2.89 項)
24. しかし、権利未確定の従業員給付の場合には、契約上又は法令上の義務は存在しないが、従業員が勤務を提供するにつれて推定的義務が発生する。従業員が勤務を提供するにつれて交換取引が生じる。表面上は、企業は、将来事象の発生に依存する繰延支払で法的に支払義務のないものを回避する自由裁量を有している(例えば、従業員が所要の勤務期間を完了する前に解雇することによって)が、自らの行動(例えば、過去の慣行、公表した方針、具体的な最近の声明など)を通じて、従業員の側に、企業は提供された勤務に対して従業員に報酬を与えるという約束を果たすであろうという妥当な期待を創出するであろう。(2.90 項)
25. したがって、筆者の考えでは、この論点は存在ではなく測定の論点である。負債が交換の時点で発生しており、繰延支払の時期及び金額に関する不確実性(一部の従業員に支払が行われない可能性を含む)を反映する測定基礎を用いて測定すべきである。(2.91 項)

(訴訟負債)

26. 本ペーパーでは、訴訟の結果として義務を負う時期の識別に関して、心臓病の治療のために新薬を開発した製薬会社の例を記述している。この会社は、過去の経験に基づいて、その薬の利用者の一部が副作用を受けて、それにより痛みや苦痛を生じ、場合によっては死亡することもあることを知っている。(2.92 項、2.93 項)
27. 筆者の考えでは、概念レベルでは、企業が法律に違反した時に、違反が発見される前に待機義務が発生することを認めるべきである。しかし、会計基準レベルでは、コストと便益の根拠により、基準設定主体が、認識の時点を、企業が法律に違反した確率の計量に関して企業が評価するまで遅らせることが正当化される。(2.104 項)
28. また、会社が事業を行っている法域で、ある法律が存在していて、それにより消費のために安全な商品を提供する義務が会社に課されており、それができないと、生じる可能性のある不利な帰結を回避する自由裁量が企業にほとんど又は全く残さ

れないこととなる場合、おそらく、顧客に資源を移転するために待機する無条件の義務が販売時点で発生する。このように考えた場合には、会社がどの販売が健康被害を生じさせるのかを識別できないという事実は、負債の存在の論点とは関連性がなく、負債の測定だけに関連性がある。この見解に合わせると、当初認識時の負債の測定は、顧客が健康被害を受ける可能性、訴訟が提起される可能性、その訴訟が成功する可能性などを考慮に入れることになり、見積りはリスク調整される。(2.95項、2.97項)

(3) 負債はいつ認識されるのか（負債の認識）

29. 負債の認識について、筆者の見解は、次のとおりである。(3.9項)

- (a) 負債の認識については、負債の定義を満たしているかどうかという一つだけの規準とすべきである。
- (b) 蓋然性の規準や信頼性のある測定の規準は不要であり、このような規準を含めることは財務報告の質を損なうおそれがある。

蓋然性の規準

- 30. 負債の認識を蓋然性の閾値で制限した場合には、目的適合性のある情報が失われる恐れがある。他の者に資源を移転しなければならなくなる可能性が低い場合については、そのような可能性を測定に反映することにより対応することとなる。(3.10項、3.11項)
- 31. 蓋然性の規準を設けた場合、例えば資源の流出の確率が50%の負債は認識されないが、50.01%の負債は認識されることとなる（「断崖」会計）。このような会計には概念的な根拠がない(3.11項)。

信頼性のある測定の規準

- 32. IASBの現行の概念フレームワーク(QC15項)は、観察可能でない価格又は価値、すなわち、見積りの表現は、「その金額が見積りであるものとして明確かつ正確に記述され、その見積りのプロセスの内容と限界が説明され、その見積りを作成するための適切なプロセスの選択と適用の際に誤謬が生じていない場合には、忠実となり得る」と述べている。(3.16項)
- 33. これらの記述は改訂前の概念フレームワークに対する重要な追加である。重大な不確実性を伴う経済現象の見積りが、たとえ、その見積りが一定範囲内のいくつかの考え得る見積りの1つである場合であっても、その経済現象の忠実な表現となり得ることを明確にしているからである。これは、金額の見積りに信頼性があるためには、その見積りは検証可能であるか又は正確でなければならないという一般に持たれている見解とは反対のものである。この見解は、IASBの改訂前の概念フレームワークにおける「信頼性」という用語の意味の誤解から生じたものであり、改訂前の概念フレームワークが信頼性の意味を明確に伝えていなかったことによって

問題が大きくなっていた。IASB は、現行の概念フレームワークにおいて、意図していた意味をより明確に伝えるため、信頼性を「忠実な表現」に置き換えた。また、検証可能性を、改訂前の概念フレームワークの場合のように信頼性(表現の忠実性)の一要素とするのではなく、補強的な質的特性として識別した。

34. IASB 等における忠実な表現についての議論は、信頼性のある測定を構成要素の認識の制約要因とすべきだという改訂前の IASB の概念フレームワークで採用されていた見解からの離脱を含意しているように思われる。IASB は構成要素の認識を扱う概念フレームワークのセクションをまだ再検討していないが、筆者の考えでは、前項の質的特性のセクションの改訂は、信頼性のある測定という規準の除去を示唆するものである。(3.17 項)
35. 情報が財務諸表利用者にとって有用となるためには、目的適合性と表現の忠実性の両方がなければならず、信頼性のある測定又は忠実な表現に関する懸念は、将来の資源移転の金額及び時期に関する不確実性から生じるものだけということであり、筆者の考えでは、これらの懸念は、負債を全く認識しないことによってではなく、適切な測定基礎の選択と測定プロセスに関する適切な情報の開示によって克服できるものである。(3.21 項)

(4) 負債はどのように測定されるのか(負債の測定)

36. 負債の測定について、筆者の見解は、次のとおりである。(4.51 項、4.114 項)
- (a) 当初認識時に、すべての負債を現在価値ベースで測定すべきである。
 - (b) 大部分の負債の事後測定は、現在価値ベースで行うべきである。
 - (c) 特定の負債について原価ベースの測定は利用者に有用な情報を提供するものとなり、コストと便益の理由で正当化できると考えられる。こうした原価ベースの測定基礎の使用は、将来の資源フローの時期又は金額の変動性がほとんど又は全くない負債に限定される。
37. また、測定が負債の表している経済的負担を反映するためには、測定は次のようなものでなければならないと筆者は考えている。(4.27 項～4.29 項)
- (a) 当該負債の特徴を反映している一負債の特徴とは、将来の資源フローの金額及び時期と、当該フローの金額及び時期に関する不確実性を指す。これには企業が義務を履行しない可能性(不履行リスク)が含まれる。
 - (b) その特徴を反映する関連性のあるインプットの現在の見積りである一測定基礎が負債の表している経済的負担を適切に反映しようとするならば、現在価値測定基礎としなければならない。現在価値は経済的効用又は経済的価値の評価である。現在価値は、市場参加者の観点から市場において決定された価格(すなわち、入口価格又は出口価格)である場合もあれば、企業自身の観点から企業が算出した価値である場合もある。現在価値は経済的意思決定の基本的な構

成部分であり、したがって、財務諸表利用者が経済的意思決定を行い説明責任を評価する際に有用な情報を提供する。

当初測定

38. 財務諸表が、負債に関する完全で比較可能な目的適合性のある情報を表示しようとするのであれば、負債の当初認識時の測定は、当該負債の特徴を捕捉し、当該特徴を反映したインプットの現在の見積りである共通の測定基礎を用いて行うべきである。現在価格又は現在の企業固有価値である測定基礎は、これらの要素を捕捉するものとなる。(4.44 項)
39. 筆者の考えでは、出口価格（公正価値）が、負債を当初認識時に測定するために使用する基礎となるべきである。負債の最も包括的で客観的な測定値を提供するものとするからである。市場参加者が報告企業を負債から解放するために課すであろう価格は、当該負債の特徴を反映したインプットの現在の見積りとなろう。さらに、当該価格は、市場参加者（報告企業を含む）の観点を反映する仮定に基づいて決定されることになる。(4.45 項)
40. 基準設定主体が、出口価格は負債の当初認識時の測定についてすべての状況で適切であるわけではないと考える（例えば、コストと便益の理由で）場合には、混合アプローチが受入可能な結果をもたらすであろう。このアプローチは次のようなものである。(4.47 項)
 - (a) 出口価格が容易に算定可能である場合には、出口価格を使用する。
 - (b) 出口価格が容易に算定可能ではない場合には、当該負債を現在価額で測定する。現在の市場ベースの見積りが利用可能である場合（例えば、貨幣の時間価値を考慮に入れるための割引率を決定する際に）は、それを使用し、そうでない場合には、現在の企業固有の見積りを使用する。

事後測定

41. 筆者は、すべての負債について当初認識時と事後の両方で現在測定基礎が望ましいとしているが、次のような場合分けを行っている。(4.51 項～4.55 項)
 - (a) 将来の資源フローの時期又は金額の変動可能性がほとんど又は全くない負債について、原価ベースの測定は利用者に有用な情報を提供するものとなり、コストと便益の理由で正当化できる。こうした負債については、償却原価が現在価値の合理的な代用となる場合がある。ただし、不履行リスクの変動又は時間価値の重要な変動があった場合には現在価格の代用としては不十分である。
 - (b) 将来の資源フローの時期又は金額に変動可能性があるとして予想される負債については、共通の現在価額測定基礎を用いて測定すべきである。当初認識時の負債の測定については、測定基礎を出口価格とするのが望ましい。一部の負債の

事後測定について出口価格を用いることが不適切と考えられる場合については、企業固有価値を使用すべきである。

(5) 負債のどのような情報が開示されるべきか(負債の開示)

42. 負債の開示について、筆者の主な見解は、次のとおりである。

- (a) 負債が存在するかどうかについて、企業が負債を生じさせないと判断した取引及び事象(例えば訴訟)に関する情報を開示する状況を限定することは、コストと便益の理由で正当化されるように見える。(5.7項)
- (b) 条件付きの義務(例えば所定の収益の閾値に達した場合に生じる賦課金)の存在に関する情報を開示することは、このような義務を当該閾値に達するまで負債として認識しないことから生じる関係者の懸念を緩和するだろう。(5.9項)
- (c) 筆者は、本ペーパーの第3章で、負債の定義を満たした場合には負債を財務諸表に認識すべきであると主張した。また、第4章では、すべての負債を当初認識時に現在価額で測定し、大部分の負債の事後測定を現在価額で行うべきだと主張した。意思決定有用性のより高い情報の提供によって、財務諸表利用者にとっての財務諸表の効用を高めるが、適切な開示によって裏付ける必要がある。この文脈で特に関連性があるのは、見積りの負荷実性に関する開示である。(5.10項)
- (d) いわゆる企業にとって不利な情報について、IAS第37号は、引当金、偶発負債及び偶発資産に関して開示要求を修正して、詳細な開示の免除を、当該開示が、全体的に又は部分的に「引当金、偶発負債又は偶発資産の主題に関しての他の当事者との係争における企業の立場を著しく不利にすると予想できる極めて稀な状況において」設けている。基準設定主体は、開示が報告企業に不利となる可能性があるという理由で所要の開示を修正する際には、細心の注意を行使すべきである。情報を開示しないことは利用者から目的適合性のある情報を奪うことになるからである。(5.14項、5.15項)

ASAF 会議における意見発信の方向性

43. ASAF 会議(2013年12月)においては、認識及び測定を中心に、以下のコメントを行うことかどうか。

(認識)

- 蓋然性の規準については、負債の性質によっては、必要ではないか。キャッシュ・フローの金額や時期について起こりうる確率を当事者が知っている場合、その項目を蓋然性規準を設けずに認識することは、目的適合的な情報を提供すると考えられる。一方、それ以外の場合にも常に蓋然性規準を設けずに認識することには懸念がある。たとえば、キャッシュ・フローの金額や時期について当事者間で明らかでなく、かつ、起こりうる確率が低い場合、そのような事後に高い確率で戻し入れが生じる項目を認識するよりは、関連する情報を開示等

の形で提供したほうが、むしろ目的適合的な情報を提供する場合があると考えられる。

(測定)

- 以下の点から、本ペーパーの考え方よりも、「負債の性質及びその決済される方法は、当該負債についての適切な測定を識別する際に重要である」という IASB の DP の考え方 (DP の 6.97 項参照) のほうがよいのではないか。
 - ✓ 資産と同様、負債の測定を検討するにあたっては、企業の財政状態を報告するために目的適合的であるかという観点とともに、企業の財務業績を報告する観点から目的適合的であるかという観点が必要である (この点については、12 月の ASAF 会議における ASBJ のペーパーを参照)。しかし、本ペーパーでは後者に対する議論がされていない。
 - ✓ 本ペーパーでは、将来のキャッシュ・フローの時期又は金額の変動可能性がほとんど又は全くない負債については、原価ベースの測定を用いることを、コスト便益の観点から (すなわち、原価ベースの測定が現在価値の代用となりうるという理由で) 正当化できるとしている。しかし、そのようなコスト便益の観点からの理由づけは適切ではない。そのような負債については、企業が移転して決済できる場合を除き、現在価値ベースで測定された金額は実際に生じるであろうキャッシュ・フローとは直接関係がないことから、原価ベースで測定することが目的適合的である。

ディスカッション・ポイント

- ・ 上記の ASAF におけるコメント案について、ご意見を頂きたい。

以 上